

香川県立高松商業高等学校 定時制課程 生徒心得

第1章 服装

服装は自己の人格の現れである。清潔、質素、端正であるよう心掛けなければならない。

- 1 学校での服装は私服を着用するが、華美なものやだらしないものは着用しない。
- 2 高校生らしい髪型とし、髪加工については原則として禁止する。
- 3 学校生活においては派手な装飾品を禁止する。

第2章 礼儀

礼儀は人間相互の親愛と敬意をあらわすものである。人間関係の大切な実社会で身を立てようとする者にとっては、特に心がけなければならないことである。

- 1 誰に対しても敬意をもって明るく接し、礼儀に反するような言動は慎むこと。
- 2 生徒間においても互いに尊重し合うこと。

第3章 生活

生徒の誇りはその品格、品位にある。自由と自分勝手をはき違えることなく生徒らしい行動をとらなければならない。

第1節 一般

- 1 落ち着いて授業を受けるために、余裕を持って登校すること。
- 2 各始業の合図までに入室し、授業の準備をして静かに待つこと。
- 3 やむを得ず欠席・遅刻するときは、早目にホームルーム担任に連絡すること。
- 4 忌引日数は父母の場合7日以内、祖父母、兄弟姉妹の場合は3日以内、おじ・おば及び曾祖父母の場合は1日とする。
- 5 欠課または早退するときはホームルーム担任の許可を受けること。
- 6 いかなる場合でもいじめまたは脅迫などを絶対にしないこと。また、いじめ、脅迫などを受けた場合には速やかに教員に申し出ること。
- 7 就労（定職、パート・アルバイト）は、その体験を人間形成に役立たせるため許可している。しかし、以下のことを守らなければならない。
 - (1) 就労をするときにはあらかじめ校長の許可を得ること。
 - (2) 授業に影響がない時間帯に行うこと。
 - (3) 授業終了後や午後11時から翌日午前4時までの夜間の就労は禁止する。
 - (4) 飲酒の提供を主とする居酒屋やスナックなど高校生としてふさわしくない店での就労は禁止する。
- 8 交通については、道路交通法を遵守すること。また、以下のことを守らなければならない。
 - (1) 自転車通学を希望する者はあらかじめ許可を得て、所定のステッカーを指定の箇所に貼り付けること。
 - (2) 原付、自動二輪及び自動車の運転免許を取得することを希望する者はあらかじめ許可願を提出し、校長の許可を得ること。また、運転免許を取得した際には必ず学校に申し出ること。
 - (3) 原付、自動二輪及び自動車を通学に使用することを希望する者はあらかじめ通学許可願を提出し、校長の許可を得ること。校長の許可を得られた者に限り、校内に駐輪することを認める。ただし、排気量125ccを超える自動二輪及び自動車の校内乗り入れは認めない。
 - (4) 交通違反、交通事故を起こした場合は、すみやかにホームルーム担任へ申し出ること。
- 9 次の行為をするときは、あらかじめ校長の許可を得ること。
 - (1) ポスターなどを掲示するとき。
 - (2) 印刷物を配布するとき。
 - (3) 物品を集めるとき。
 - (4) 集金をするとき。
 - (5) 団体を組織し、または団体に加入するとき。
 - (6) 対外的な試合に参加するとき。
 - (7) 校外の諸行事に参加するとき。

(8) 登山などをするとき。

(9) 合宿をするとき。

※なお(5)～(9)の会合などを主催し、他者の参加を強要してはならない。

- 10 生徒証、定期乗車券、生徒旅客運賃割引証などは不正に使用しないこと。生徒証を紛失したときはただちにホームルーム担任に届け出て再交付を受けること。

第2節 校内

- 1 校舎内では規律ある言動を行うこと。
- 2 特別に校舎、校具、備品などを使用するときは教員の許可を受けること。破損したときはただちにホームルーム担任に届け出ること。
- 3 無断で校長室、職員室、事務室、準備室、放送室、保健室等に入入りしないこと。
- 4 校内放送を利用するときは、あらかじめ放送内容を教員に示し、許可を得ること。
- 5 不要不急な外出はしないこと。必要のある場合は事前に教員に申し出て、外出許可を受けること。
- 6 校内では定められた時間以外および飲食禁止場所(情報教室など)での飲食はしないこと。
- 7 教科用具以外の不用な物を校内に持参しないこと。
- 8 携帯電話等の通信の機能をもった物品を持参することは許可するが、以下のことを守らなければならない。
 - (1) 校内では電源オフまたはサイレントマナーモードにし、西館だけで使用できる。全日制と共有の場所では使用しないこと。
 - (2) 授業や学校行事のときは使用を禁止する。電源オフまたはサイレントマナーモードにし、机の上には出さないこと。
 - (3) 考査中も(2)と同様とする。机の上は筆記用具のみとする。
 - (4) 写真・動画等を勝手に撮らないこと。また、それらの個人情報や学校の様子を、SNS等にあげないこと。
- 9 自転車、原付及び自動二輪(125cc以下)は所定の駐輪場に整理整頓して駐輪し、鍵をかけておくこと。
なお、校門から校内に入ったら、自転車、原付及び自動二輪から降りて、駐輪場まで押して歩くこと。
- 10 貴重品の保管については各自が責任を持って行い、もし、紛失または拾得した際にはただちに教員に届け出ること。
- 11 下校の場合は戸締り、消灯および火気の確認をしてから退室すること。

第3節 校外

- 1 校外においても本校生としてふさわしい服装や態度でなければならない。
- 2 交通規則や社会でのルールを守ること。
- 3 帰宅の時間が遅くなるときはあらかじめ家族に連絡すること。
- 4 校外で、事故に遭ったときは、速やかに警察、家庭および学校に連絡すること。
- 5 風紀上好ましくない場所への出入りをしないこと。
- 6 未成年の生徒が単独で深夜外出をしてはならない。午後11時から翌日午前4時までの夜間外出は保護者同伴でなければならない。
- 7 保護者の許可なく友人宅などへの外泊をしてはならない。

第4節 保健衛生

- 1 健康診断の結果、異常のあった者は早期に受診すること。
- 2 学校感染症(新型コロナウイルス等を含む)にかかったときは速やかに学校に連絡すること。
- 3 校内で身体に異常を起こした場合は、原則としてホームルーム担任に届け出て、保健室または職員室内の休養場所で静養又は手当てを受けること。
- 4 学校管理下(登下校、部活動を含む)で負傷した場合は速やかにホームルーム担任及び養護教諭に申し出て、日本スポーツ振興センター法の手続きをとること。

附則 1 この「生徒心得」は、定時制課程に在籍するすべての生徒に適用する。

2 この「生徒心得」は令和5年9月1日より施行する。